

一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリット

● 要 点 ●

一般競争入札は、手続きの客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ない等のメリットを有している反面、不良・不適格業者の排除が困難であり、審査事務量が膨大となる等のデメリットを併せ持っている。

一方、指名競争入札は、信頼できる業者の選定、入札・契約や工事監督に係る事務の簡素化、受注の偏りの排除、良質な施工に対するインセンティブの付与などのメリットを有している反面、業者選定が不透明で客観性に欠けるおそれがある等のデメリットを併せ持っている。

地方公共団体の契約制度は、単に地方公共団体だけのものではなく、受注者側の制度でもあることから、双方の緊張関係と、制度をいかに有効に活用して社会的な役割を果たすことができるかが、実質的には最大のポイントである。

● 解 説 ●

一般競争入札は、手続きの客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ない等のメリットを有している反面、不良・不適格業者の排除が困難であり、審査事務量が膨大となる等のデメリットを併せ持っている。

指名競争入札は、信頼できる業者の選定、入札・契約や工事監督に係る事務の簡素化、受注の偏りの排除、良質な施工に対するインセンティブの付与などのメリットを有している反面、業者選定が不透明で、客観性に欠けるおそれがある等のデメリットを併せ持っている。

一般競争入札、指名競争入札におけるメリット・デメリットを具体的に列挙すると、次のような点があげられる。

1 一般競争入札

(1) メリット

- 広範な参加機会が得られること。
- 業者選定の過程が透明で公正であること。

一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリット

種類	メリット	デメリット
一般競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範な参加機会の確保 ・ 業者選定過程の透明化・公正化 ・ 競争性・経済性の高まり ・ 発注者の恣意性の排除 ・ 入札談合の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適・不誠実業者の排除が困難 ・ 過当競争、ダンピングによる質の低下 ・ 入札審査・施工監督等の事務量の増加 ・ 受注に偏り
指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誠実な業者の選定が可能となることから、質の高い事業が確保できる ・ 入札審査・施工監督等の事務量の軽減 ・ 業者に対しても受注意欲を喚起できる ・ 中小企業の受注機会の確保に対し配慮が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者指名過程が不透明 ・ 恣意的な運用のおそれ ・ 指名行為を通じての競争性の低下と談合誘発の可能性

- ・ 競争性が高まり、経済的な価格で発注できること。
 - ・ 発注者の恣意性が排除できること。
 - ・ 入札談合の防止に一定の効果が期待できること（このようにいわれているが業界の実態によっては、過大評価できない）。
- (2) デメリット
- ・ 施工能力の劣る者や不誠実な者を排除することが困難であること。
 - ・ 過当競争、ダンピングの発生による質の低下を招くおそれがあること。
 - ・ 入札審査や施工監督等の事務量が膨大となること。
 - ・ 受注に偏りが生じるおそれがあること。
- これらは、実務上の留意ポイントである。

〔契約実務〕

2 指名競争入札

(1) メリット

地方自治法の認める随意契約事由

〔改訂 平成18年2月〕

● 要 点 ●

随意契約とは、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約であるが、単数の者から見積書を徴する「特命随意契約」と、複数の者から見積書を徴する「競争見積による随意契約」とがある。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、地方自治法施行令で認められた場合のみ実施できる契約方法であるが（自治法234②、自治令167の2①）、個別の契約案件がこれに該当するか否かは地方公共団体が判断することになる。

国の制度との相違点では、国は予決令第99条で25の随意契約の具体的ケースを示しているのに対し、自治令では第167条の2第1項で抽象的に定めているにとどまる。

そして、具体的な事例でも差違が生じているので注意が必要である。

● 解 説 ●

1 随意契約とは

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者（単数の者より見積書を徴する場合を「特命随意契約」と呼び、複数の者より見積書を徴する場合を「競争見積による随意契約」と呼ぶ。）を相手として締結する契約のことである。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である（自治法234②、自治令167の2①）。

したがって、地方公共団体が随意契約を適用できる場合は、自治令第167条の2第1項第1号から第9号までに列挙された範囲に限定されており、これに基づいて、個別の契約案件が要件に該当するかどうかを判断すべきものである（昭和38. 12. 19自治庁発93行実）。

随意契約（少額随意契約）が可能な場合

工事又は製造の請負	都道府県及び政令指定都市	250万円
	市町村（指定都市を除く。）	130万円
財産の買入れ	都道府県及び政令指定都市	160万円
	市町村（指定都市を除く。）	80万円
物件の借入れ	都道府県及び政令指定都市	80万円
	市町村（指定都市を除く。）	40万円
財産の売払い	都道府県及び政令指定都市	50万円
	市町村（指定都市を除く。）	30万円
物件の貸付け		30万円
上記各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び政令指定都市	100万円
	市町村（指定都市を除く。）	50万円

2 随意契約の要件

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約で、その予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃借料の年額又は総額）が自治令別表第3に掲げる額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないもの（自治令167の2①Ⅰ）。

これは、競争入札によった場合の事務手続きの煩瑣性や経費面から、少額な契約については随意契約を認めることとしたもので、「少額随契」と呼びならわしている。

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないもの（自治令167の2①Ⅱ）。

この自治令第167条の2第1項第2号を「不適条項」と呼び、随意契約事由の典型的な事由であると考えられている。

- (3) 平成16年11月施行の地方自治法施行令の一部改正により追加されたもので、障害者に対する職業訓練や授産を行う施設において

製作された物品を、地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約と高年令者又は母子家庭の母及び寡婦の支援を行う団体から規則で定める手続により役務の提供を受ける契約については、随意契約が可能となった。

これは、第5次構造改革特区の提案が契機となって、自治令が一部改正されたものである。

なお、いわゆる「マイノリティー対応」については、地方公共団体によって、従来から運用で、実質的対応が図られていたものである（自治令167の2①Ⅲ）。

- (4) 第3号と同様な経緯で、追加されたもので、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約（自治令167の2①Ⅳ）。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（自治令167の2①Ⅴ）。

これは、そのものずばりの意味で、説明の必要はないと考えるが、明快であるだけに濫用は許されないものである。

- (6) 競争入札に付すことが不利と認められるとき（自治令167の2①Ⅵ）。

この条項を「不利条項」と呼び、実務においては、具体的な事例の該当条項を決定する際、第2号の「不適条項」との活用区分が難しいのが実情で、第2号と第4号の双方を根拠条文とし、「不利不適」を理由として、随意契約する例もある。

工事契約の変更契約が不利条項に該当するとされた例がある（平成元. 11. 30宇都宮地判・判例タイムズ731号138項）。

- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（自治令167の2①Ⅶ）。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（自治令167の2①Ⅷ）。

これを「入札後随意契約」と呼び、運用上の制限が規定されている。

(9) 落札者が契約を締結しないとき（自治令167の2①IX）。

この条項の運用についても制限が規定されている。なお、落札者が契約を締結しない場合は、自治令第167条の4第2項に定める「入札参加の禁止」の措置をとることができる（昭和39.10.27自治行125行実）。

3 国との相違点

国の会計法、予決令による随意契約事由と、地方自治法、同法施行令のそれとは規定の方式が著しく相違している。

国は、予決令第99条に具体的に25のケースを示している（さらに、予算決算及び会計令臨時特例に定めがある）が、自治令第167条の2は第1号から第9号まで抽象的に定めている。

したがって、国では随意契約事由となることが、地方公共団体においては認められない場合もある。予決令第99条第18号によれば、協同組合に対して随意契約できる旨規定されているが、地方自治法及び同法施行令には、そのような定めはないので、協同組合に対して、その理由のみで随意契約することは認められないところである。

なお、協同組合への優遇措置の採用を、地方公共団体は法令により求められており、指名競争入札等において優先指名するなど、受注機会の確保に努めなければならない。

また、随意契約の本質が、特命随意契約と競争見積による随意契約とのいずれにあるのかについては、地方自治法、同法施行令に、何も規定がなく判断ができない。しかし、随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合は、複数の者より見積書を徴すべきである。

4 見積による随意契約の場合の最低見積額提示者との契約締結の例外

随意契約に当たり、複数の者から見積書を徴するのは、主として競争見積の趣旨によるものであるが、契約の性質又は目的によって、例外的に特命随意契約の準備行為と評価される場合がある。

最高裁昭和62年3月20日判決（民集41巻2号189頁）の破棄差戻後